

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－兵庫県民間社会福祉事業職員退職年金 事業主掛金累計額計上。
 - ・賞与引当金 ー該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 兵庫県民間社会福祉事業職員 退職年金共済
- (2) 日本生命相互保険会社 新企業年金保険

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部（社会福祉事業）
 - 「本部」
 - イ 障害者支援施設シャイン（社会福祉事業）
 - 「生活介護」
 - 「施設入所支援」
 - 「短期入所事業」
 - ウ 老人保健施設 ハイム・ゾンネ（社会福祉事業）
 - 「老人保健施設ハイム・ゾンネ」
 - 「短期入所療養介護」
 - 「通所リハビリテーション」
 - 「介護予防短期入所療養介護」
 - 「介護予防通所リハビリテーション」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	181,211,376	0	0	181,211,376
建物	390,399,595	0	23,253,061	367,146,534
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	571,610,971	0	23,253,061	548,357,910

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	0円
建物（基本財産）	0円
計	0円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	0円
計	0円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,069,845,199	702,698,665	367,146,534
建物	3,290,116	3,290,115	1
構築物	1,207,500	591,184	616,316
機械及び装置	30,481,500	9,603,579	20,877,921
車両運搬具	9,305,845	8,533,275	772,570
器具及び備品	93,686,349	78,380,710	15,305,639
権利	3,474,952	0	3,474,952
ソフトウェア	2,888,760	2,308,879	579,881
合計	1,214,180,221	805,406,407	408,773,814

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第〇回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社			
期限前償還条件付社債			
合計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
借入金	該当なし	姫路市田寺 2-23-20	不明	医師	1/8	有	理事長	土地購入代 金	50,000,000円	役員等 長期借入金	32,600,000円

取引条件及び取引条件の決定方針等

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 本部（社会福祉事業）
- ア 貸借対照表の組替え
会計基準移行年度期首現在における拠点区分ごとの期首貸借対照表における流動資産から流動負債を控除した金額（＝前期末支払資金残高）。
- イ 棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法。
- ウ 消費税非課税事業者は税込経理。
- (2) 障害者支援施設シャイン（社会福祉事業）
- ア 貸借対照表の組替え
会計基準移行年度期首現在における拠点区分ごとの期首貸借対照表における流動資産から流動負債を控除した金額（＝前期末支払資金残高）。
- イ 棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法。
- ウ 消費税非課税事業者は税込経理。
- (3) 老人保健施設 ハイム・ゾンネ（社会福祉事業）
- ア 資本金の振替
老健準則にいう資本金を基本金1号に計上。
- イ 資本剰余金の振替
老健準則にいう指定寄付金は基本金2号に計上。
- ウ 利益剰余金の振替
老健準則にいう利益剰余金に該当するものは、その他の積立金、次期繰越活動増減差額として計上するため、会計基準移行年度の前年度末現在の任意積立金はその他の積立金へ、当期末処分利益は前期繰越活動増減差額へ勘定科目の組み替えを行わなければならない。
- エ 資金収支計算書における支払資金の残高の設定
老健準則では資金収支計算書が財務諸表の範囲に含まれていなかったため、介護老人保健施設については、会計基準移行年度の期首における支払資金残高を資金収支計算書の「前期末支払資金残高」として計上しなければならない。
会計基準移行年度期首現在における拠点区分ごとの期首貸借対照表における流動資産から流動負債を控除した金額（＝前期末支払資金残高）。
- オ 固定資産（有形リース資産）
リース総額が300万円以下のため事業費支出賃借料として処理。
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)
- | 商品名 | リース料率 | 総額 | リース期間 | 月額 |
|--------------|-------|------------|-------|---------|
| 電気大型洗濯機 | 1.63% | 1,437,143円 | 72ヶ月 | 24,591円 |
| 電動昇降型ストレッチャー | 1.63% | 830,000円 | 72ヶ月 | 14,175円 |
- カ 棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法。
- キ 消費税非課税事業者は税込経理。